

公益財団法人所沢聖地霊園 合葬墓所使用規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人所沢聖地霊園(「以下財団」という)が設置する合葬墓所の使用・管理に関する基準を定め、その運営が適正に行われることを目的とします。

(定義)

第2条 この規則で次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによります。

- (1) 合葬墓所とは、一つのお墓の個別納骨壇に遺骨を埋蔵するお墓(墳墓)をいいます。
- (2) 共同墓所とは、一つのお墓に遺骨を合祀して永代埋蔵するお墓(墳墓)をいいます。
- (3) 遺骨とは、人の焼骨(または遺骨に代わる土)のことをいいます。
- (4) 合祀とは、ひとつの納骨施設に2体以上の遺骨を埋蔵することをいいます。
- (5) 個別納骨壇とは、合葬墓所内の地下埋蔵室に遺骨を骨つぼの状態に個別に納める施設をいいます。
- (6) 永代使用権とは、永代に亘って墓所の使用を認める権利です。
- (7) 永代使用料とは、墓所の永代使用権を保証する料金です。
- (8) 埋蔵手数料とは、合葬墓所および共同墓所に埋蔵または改葬する費用です。
- (9) ご使用者(申込者。「以下使用者」といいます)とは、財団の所定の手続を経て永代使用承諾証の交付を受けた者をいいます。
- (10) 埋蔵代行者(「以下代行者」といいます)とは、生前申込をされた方の遺骨を埋蔵するために財団に連絡し手続きをとっていただく方をいいます。

(管理者)

第3条 合葬墓所は、財団の理事長が任命する管理者が管理します。

(規則の遵守)

第4条 合葬墓所の使用者は、この規則に従っていただきます。

(使用目的および方法)

第5条 合葬墓所は、遺骨の埋蔵場所として使用する以外には使用できません。

2 骨つぼの大きさに関わらず、1人用個別納骨壇では骨つぼ1つ、2人用個別納骨壇では骨つぼ2つでご使用していただきます。

(祭祀・管理)

第6条 財団は埋蔵された遺骨を永代に亘り祭祀し管理いたします。

2 財団は、献花による祭祀を毎月1回行います。なお、年1回合同献花式を開催します。

(永代使用)

第7条 合葬墓所の申込遺骨は、永代使用承諾日から32年間は地下埋蔵室の個別納骨壇に骨つぼの状態で見守り、使用期間満了後は当該遺骨のみを共同墓所に合祀埋蔵します。

2 合葬墓所の使用期間満了後に申込遺骨の埋蔵を行う場合は、直接共同墓所に合祀埋蔵になります。

3 合葬墓所の使用期間は、財団の承諾のうえ延長できますが、別途延長使用料がかかります。

(埋蔵の制限)

第8条 合葬墓所に埋蔵できる遺骨は次のとおりです。

- (1) 本使用規則第10条に定める、所定の手続きを行い財団の承認を得た使用者が埋蔵する遺骨および生前申込者の遺骨。
- (2) 財団が管理する霊園内の無縁墳墓等(無縁墓所)に埋蔵され、「墓地、埋葬等に関する法律」により財団が改葬の許可を得た遺骨。
- (3) 死体(死胎を含む)、他の副葬品、ペットの焼骨等は埋葬、埋蔵できません。

(使用申込資格)

第9条 合葬墓所は、財団が認めたときは国籍、宗教を問わず、どなたでもお申し込みいただけます。

(申込手続と永代使用料等)

第10条 遺骨申込及び生前申込が出来ます。

2 合葬墓所の使用を希望する方は、財団が指定する使用申込書に所定の事項を記入のうえ、関係書類を添えてお申し込みください。

3 合葬墓所での個別納骨壇の場所の指定はできません。

4 合葬墓所の生前申込を希望する方は、代行者1名をご指名ください。

5 財団の承認を得た方は、別に定める永代使用料を納入していただきます。

6 埋蔵手数料が別途必要ですので申込時に納入していただきます。

7 申込遺骨の生前氏名を墓誌に別途料金にて刻字できます。

8 管理料は、一切不要です。

(消息不明等)

第11条 埋蔵予定者が死亡後、特別の事情もなく3年以上埋蔵手続をされない場合には、

永代使用权を放棄したものとみなします。

(永代使用承諾証の発行)

第12条 財団は、永代使用料等の納入を確認した後に永代使用承諾証を発行します。

- 2 使用者は、永代使用承諾証の記載事項に変更が生じた場合は証明書類を添えて管理者に速やかに届けるものとします。但し、使用者及び申込遺骨の変更はできません。
- 3 合葬墓所の永代使用权は承継および譲渡、転貸することはできません。

(施設の使用終了届出)

第13条 合葬墓所の使用者が当該施設を使用しなくなったときは、直ちに管理者に使用終了届出書を提出していただきます。

- 2 前項の場合、合葬墓所に埋葬されている遺骨は返還いたします。但し、既に合祀埋葬されている遺骨は返還できません。
- 3 既納の永代使用料、埋葬手数料については一切返還いたしません。
- 4 使用終了届出後の個別納骨壇の使用权は財団に帰属します。

(埋葬・改葬および法要)

第14条 申込遺骨の埋葬または改葬は、財団の事前の承諾を得ていただきます。当日、埋葬(出骨)届出書に市区町村長発行の埋火葬許可証または改葬許可証および財団発行の永代使用承諾証を添付して提出していただきます。

- 2 合葬墓所への埋葬・改葬は財団が執り行います。なお、合葬墓所への埋葬時に限り、2名様まで立会人として地下埋葬室にお入りいただけます。
また、共同墓所に埋葬された遺骨は出骨(改葬)できません。
- 3 埋葬後、法要等を行う場合には別途所定の手数料を添えて財団にお申込みください。
- 4 ご参拝は、献花台において行っていただきます。
- 5 墓所内に墓石、塔婆等を立てることはできません。
- 6 合葬墓所の献花台は、花以外を供えることはできません。
- 7 共同墓所の献花台は、花、線香以外を供えることはできません。

(記録・保管)

第15条 財団は、使用者及び埋葬者台帳を作成し保存します。

(管理上必要な措置)

第16条 財団は、施設の補修、改修、再建築など、その形態・形状を変更することがあります。

- 2 前項により、必要に応じて使用者に対して改葬を求めたときはこれに応じなければなりません。なお、財団は、この場合の代替地及び改葬に伴う費用を補償します。

3 使用者が、故意又は過失により墓所および財団の施設、樹木等に損害を与えた場合は使用者の負担により補償および補修していただきます。

(免責事項)

第17条 地震、風水害、落雷等の自然災害その他不可抗力により生じた損害については、財団は一切その責を負いません。

(個人情報の保護)

第18条 財団が管理上必要とする使用者の個人情報については、財団の定める個人情報保護方針および個人情報の利用目的に基づき、霊園管理、運営に関する業務にのみ利用します。

(定めのない事項)

第19条 この使用規則に定めのない事項については、法令の定めによるほか、そのつど財団が決定します。

(規則の変更)

第20条 この規則の内容について、墓地、埋葬等に関する法律等現行法規が改正された場合、ならびに社会的・経済的な事情の変化が生じた場合、および財団が必要と認めた場合には、本規則を変更することがあり、使用者はこれに従っていただきます。

(合意管轄裁判所)

第21条 この規則に関する紛争については、さいたま地方裁判所またはさいたま簡易裁判所を管轄裁判所とし、調停についてはさいたま地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

附 則

この規則は西暦2014年4月1日から施行します。

2019年11月1日 改正

2022年 4月1日 改正